

令和4年度第2回  
環境省政策評価委員会

令和4年7月25日(月)

令和4年度第2回環境省政策評価委員会

1. 日時: 令和4年7月25日(月)10:00~12:04

2. 場所: オンライン開催

3. 出席者

— 委員 —

(委員長) 大塚 直 早稲田大学 法学部教授  
亀山 康子 国立研究開発法人国立環境研究所  
社会システム領域上級主席研究員  
酒井 伸一 公益財団法人京都高度技術研究所副所長・  
京都大学名誉教授  
中室 牧子 慶應義塾大学総合政策学部 教授  
深町加津枝 京都大学大学院地球環境学堂准教授  
百瀬 則子 ワタミ株式会社執行役員SDGs推進本部長  
山岸 尚之 公益財団法人世界自然保護基金ジャパン  
気候エネルギー・海洋水産室長

[欠席]

細田 衛士 中部大学副学長、経営情報学部学部長・教授  
蟹江 憲史 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授

— 事務局 (大臣官房) —

小森審議官、中原秘書課調査官、永島総務課長、飯田会計課長、  
安田総合政策課長補佐、加藤企画評価・政策プロモーション室長、他

— 環境省各局部 —

中島環境保健企画管理課長補佐 (環境保健部)、岸総務課長補佐 (地球環境局)、  
小沼総務課長補佐 (水・大気環境局)、細川総務課長 (自然環境局)、  
黒部総務課長補佐 (環境再生・資源循環局)、  
浅原環境再生事業担当参事官室課長補佐 (環境再生・資源循環局)

#### 4. 議事

- (1) 令和3年度環境省政策評価書（事後評価）（案）について
- (2) その他

#### 5. 議事録

午前10時00分 開会

##### 【事務局】

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第2回環境省政策評価委員会を開催いたします。

私、7月から相澤の後任で企画評価・政策プロモーション室長となりました加藤でございます。何とぞ、よろしくお願いいたします。

本日は、オンラインでの開催となります。御発言以外はマイクをオフにいただき、御発言の際のみマイクをオンにしてください。また、機器のトラブルの際には、事前にお知らせしておりますとおり、事務局までお電話で御連絡いただければと思います。万が一、トラブルにより御発言ができなかった場合などにつきましては、後日、議事録に記載することとして議事を進行させていただく場合もございますので、その点、あらかじめ御了承いただければと思います。

それでは、初めに環境省大臣官房審議官の小森より冒頭の御挨拶をさせていただきます。

小森審議官、よろしくお願いいたします。

##### 【小森審議官】

大臣官房審議官の小森でございます。7月1日から総合政策担当の審議官として着任いたしました。よろしくお願いいたします。

本日、第2回の政策評価委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。冒頭、一言、御挨拶を申し上げさせていただきたいと思っております。

最近の環境政策をめぐる動きでございます。豪雨に象徴されますように、気候変動の影響も要因と考えられる自然災害の激甚化が直面していると。ヨーロッパの非常に熱波ですとか、日本においても熱中症、それから雨が非常に強い、このようなことがいろいろとマスコミ等でも取り上げられている昨今でございます。このような中、持続可能な、そして強靱な経済社会への変換が待ったなしとなっているというのが基本的な認識でございます。

岸田総理も、クリーンエネルギー中心の経済・社会、産業構造に転換して気候変動問題に対応していくことが、これまでの資本主義の負の側面を克服していく新しい資本主義の中核的課題というふうに認識されているところでございます。このような中でございますけれども、骨太の方針、先月決定されましたが、グリーントランスフォーメーション、いわゆるGXでございまして、これへの投資が新しい資本主義に位置づけられた重点投資分野の一つとなっているところでございます。

環境省では、こうした政府全体の方針を受けまして、炭素中立（カーボンニュートラル）、そして循環経済（サーキュラーエコノミー）、自然資本回復（ネイチャーポジティブ）、これらの同時達成を目指してGX（グリーントランスフォーメーション）を加速化すること、持続可能性をめぐる社会課題の解決と経済成長を同時に実現して新しい資本主義に貢献していきたいと、こういうふうに考えているところでございます。炭素中立、循環経済、分散型自然共生の三つの社会を統合する概念であります地域循環共生圏、この創造にも通じるものと考えているところでございます。

環境省では、このような課題の下に足元の地域から課題解決に取り組んでいく、これが大事だと思っております。地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、これを令和4年、本年度より創設いたしまして、複数年度にわたる継続的・包括的な支援スキームを作ったところでございます。

また、さきの通常国会では地球温暖化対策推進法を改正いたしまして、民間企業等の脱炭素事業に対して出資等を行う株式会社脱炭素化支援機構を新たに設立し、企業の取組を後押しすることにしております。2050年、カーボンニュートラルに向けた資金支援の仕組みを段階的に整えているといったところでございます。

また、先月、第1回政策評価委員会におきまして、政策評価の環境省施策体系の変更について御審議いただきました。そこでも触れておりましたが、この7月に地域における脱炭素の推進のために地域脱炭素推進審議官グループを創設いたしました。地方環境事務所も体制を強化することになっておりまして、このような新しい体制の下、しっかり進めてまいりたいと思っております。

資源循環の分野におきましても、サーキュラーエコノミー移行を加速化していかなきゃいけないということで、工程表の作成を予定しております。

生物多様性については、国家戦略に基づいて2030年までに陸、海の30%以上の保全、30by30の目標の実現を目指していくといったことで、こちらも国際的な動きとともに国内の

戦略を作っていくと、このような状況でございます。

また、来年はG7が日本で開催されることとなっております。国際連携による地球環境問題の解決のために環境外交の強化を図っていく、これが非常に大事だと思っております。来年のG7日本開催を契機に、一層、環境分野についても日本の発信力を強化していきたい、このように考えております。

このような時代の要請、新しい課題に取り組むとともに、不動の原点としての公害健康被害の救済、補償をはじめとする様々な取組も着実に進めてまいります。

また、東日本大震災、原子力発電事故からの復旧、復興、再生につきましても、全力で取り組んでいるところでございます。未来志向の取組を展開していければと思っております。

本日は、令和3年度の実施策に関する事後評価として、地球環境局の施策、地球温暖化対策の推進、地球環境の保全、環境再生・資源循環局の施策、廃棄物リサイクル対策の推進、放射性物質による環境の汚染への対処、そして環境保健部の施策、化学物質の対策、放射性物質による環境汚染への対処を中心に御議論いただくことになっております。

本日の議論を踏まえまして、来年度の重点施策をこれから取りまとめていく段階でございますが、そういったところにもきちんと反映できればと思っております。本日は、忌憚のない御意見を賜ればと考えております。委員の皆様におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 【事務局】

小森審議官、ありがとうございました。

次に、委員の皆様を御紹介させていただきます。資料1を御覧いただければと思います。五十音順で御紹介いたしますので、委員の皆様、カメラをオンにさせていただいて、一言いただければと思います。

まず、大塚委員でございます。

#### 【大塚委員】

どうも、大塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【事務局】

ありがとうございます。

蟹江委員は御欠席でございまして、亀山委員でございます。

**【亀山委員】**

亀山です。どうぞよろしく願いいたします。

気候変動対策、脱炭素ですとか、その辺りを中心にコメントできればと思っております。  
どうぞよろしく願いします。

**【事務局】**

ありがとうございます。

酒井委員でございます。

**【酒井委員】**

酒井でございます。

資源循環、廃棄物管理の関係の政策を中心にお付き合いさせていただいています。どうぞ  
よろしく願いします。

**【事務局】**

ありがとうございます。

中室委員でございます。

**【中室委員】**

どうぞよろしく願いいたします。経済学を専門にしております。

**【事務局】**

ありがとうございます。

深町委員でございます。

**【深町委員】**

深町と申します。

自然環境の保全などを専門にしております。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

よろしくお願いいたします。

細田委員は御欠席でございます。

百瀬委員でございます。

**【百瀬委員】**

百瀬でございます。よろしくお願いいたします。

企業の中の実務者として発言できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局】**

ありがとうございます。

山岸委員でございます。

**【山岸委員】**

WWFジャパンの山岸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局】**

よろしくお願いいたします。

本日、中室委員、途中で御退席というふうに伺っております。それ以外の方は最後までということで承っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、環境省側の出席者でございますが、官房の各課長や各部局総括課長、総括補佐等が出席しております。後ほど、説明の前に自己紹介するようにいたします。

続きまして、委員長を選任をお願いしたいと思います。政策評価委員会設置要綱では、委員の互選により選出することとなっております。事務局といたしましては、本年度も引き続き大塚委員に委員長をお願いできればと考えておりますが、委員の皆様、御賛同いただけますでしょうか。

(異議なし)

**【事務局】**

ありがとうございます。御了承いただきましたので、大塚委員に今年度も委員長をお願いすることといたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、大塚委員長をお願いいたします。

**【大塚委員長】**

よろしく申し上げます。どうも、恐れ入ります。

最初に何か一言、申し上げさせていただくことが必要でございますが、この政策評価委員会は長分長い間、関わらせていただいておりますけれども、環境省にとって本格的な全体的な政策評価をするという上では非常に重要な会議でございます。こちらのほうで先生方からお話いただいた、御質問とか御意見をいただいたことは、環境省のほうで十分に酌み取っていただけたと思いますので、非常に重要な会議として参加させていただきたいと思っております。

先ほど小森審議官からもお話がございましたように、気候変動、循環、生物多様性、それから従来型の公害の分野、それぞれにつきまして、環境省としては総合的な政策を打っていただいているということでございまして、今後とも引き続き政策の実現に向けて邁進していただければと思っております。

岸田総理がおっしゃっている新しい資本主義というのは、必ずしも中身がはっきりしないとかというマスコミの批判がないわけではないですけれども、気候変動対策を第一として上げていただいているので、まさに環境問題に対して、持続可能な発展を目指すということをおっしゃっていただいていると思っております。そういう意味では、環境政策、環境問題等の対応に関しましては、非常に力強い御支援をいただいている、御支持をいただいているということだと思っております。

特に、地域循環共生圏の話は、先ほど小森審議官の話にもございましたが、岸田総理も言っている田園都市構想とかとも関連があるところでございまして、そういう意味でも、政府全体の力強い支持の下に地域循環共生圏とか環境省の政策が実現できる状況にはあるのではないかと思っております。さらに、デジタル田園都市構想なども、それと関連しているところでございます。新しく第六次環境基本計画もこれから検討されると思っております。

けれども、恐らく地域循環共生圏は今後とも維持されるべきものではないかと思えます。

他方で、ウクライナの情勢とかがあり、世界の状況はいろいろ大きく変動している面がございますけれども、環境問題との関係で言えば、エネルギー安全保障の重要性が改めて認識されるとともに、省エネとか再エネの推進などの気候変動の2030年度目標、2050年度カーボンニュートラルに向けた取組の加速化がますます求められてきているという状況ではないかと思えます。

ということでございまして、どうぞよろしく願いいたします。

では、私の挨拶はそのぐらいにさせていただきます、委員長代理の指名でございますが、これも私からお話しさせていただこうと思えますけれども、本委員会の設置要綱では「委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する」との規定がございます。この規定に基づきまして、委員長代理として昨年に引き続きまして亀山委員を指名させていただきますと思います。亀山委員、どうぞよろしく願いします。

#### 【亀山委員】

どうぞよろしく願いいたします。

#### 【大塚委員長】

では、議事に入ります。

まず、本日の議事進行につきまして御説明いたします。これは、事務局のほうでよろしいんでしょうか。私でしょうか。事務局、お願いします。

#### 【事務局】

かしこまりました。失礼いたしました。

環境省の政策評価につきましては、各施策について重点的に評価を行う通常評価と、通常評価を行わない年に施策の達成度合いのみを把握するモニタリング評価、これのいずれかを行うという仕組みになっております。本日は、資料2-2のとおり、本年度、通常評価を行うこととされた5施策について、重点的に御議論をいただきたいと考えております。五つの通常評価の施策を前半、後半に分け、先に説明いただいた後に質疑応答という形で進行させていただき、最後にモニタリング評価の施策を含む全般的な御発言をいただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

それでは、まず、議題1の「令和3年度環境省政策評価書（事後評価）（案）」に入ります。資料3を御覧いただければと思います。

大塚委員長、ここからは、また委員長のほうでお願いいただければと思います。

#### 【大塚委員長】

ありがとうございました。それでは、最初に施策の1、地球温暖化対策の推進、それから施策の2、地球環境の保全について、順に御説明をお願いいたします。

#### 【地球環境局】

よろしくをお願いいたします。地球環境局総務課の岸と申します。この7月から着任いたしました。どうぞよろしくをお願いいたします。

今、大塚委員長からおっしゃっていただいたとおり、目標1の関係、まず御説明をさせていただきます。

地球環境局関係、大きく目標1と目標2と今年度ございます。目標1のほうは地球温暖化対策、気候変動関係でございます。後ほど目標2の関係で地球環境保全というテーマについても、併せて御説明をさせていただければと思います。

まず、投影いただいております別紙2の、まず目標1-1、地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくりということで、まず国内の温暖化対策、緩和の対策についての御紹介でございます。

こちらにつきましては、施策の概要にございますとおり、地球温暖化対策計画に基づいた取組ということでございます。こちら、昨年度からの大きな変更としましては、達成すべき目標のところ、昨年10月に地球温暖化対策計画の改定がございまして、2030年度目標が46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるという形で決まったということでございます。その最終的に行くところとして、2050年のカーボンニュートラルということでございます。

こちらについての予算の状況が下に書いてございまして、関連する計画等々が記載されてございます。

1点、すみません、後ほど訂正させていただきますが、R3年度の補正予算の額の数字が誤っておりまして、後ほど訂正させていただければと思います。大変申し訳ございません。

その下の測定指標のところでございます。こちらは、温室効果ガス全体の排出量・吸収量

のネットで見たとおりの数字から始まりまして、エネルギー起源CO<sub>2</sub>、非エネのCO<sub>2</sub>等々の排出、それからフロン、吸収量、それから「COOL CHOICE」の関係ということで記載してございます。こちらの目標値につきましては、先ほど申し上げた地球温暖化対策計画の改定がございましたので、それに合わせましてアップデートさせていただいたという状況でございます。

測定指標の進捗の状況でございます。次のページでございます。全体として進展ありと書かせていただいておりますが、まず温室効果ガスの全体の排出の状況について、一つ目の丸で記載をさせていただいております。ネットで見ますと11億600万トンということでございまして、平成25年度比で21.5%減ということでございます。また、前年から比べましても5.1%減となっております。こちらは、7年連続の減少というような状況になっているというところでございます。

一方で、フロンのところへ行きますと、ここは増加傾向ということでございまして、こちらのほうの対策がさらに必要という状況でございます。

また、吸収源につきましても、森林の高齢化により吸収量の減少に注意が必要という状況でございまして、引き続きの取組が必要という状況でございます。

施策の分析のところでございます。先ほど来、申し上げております地球温暖化対策計画、昨年の10月に改定されました。こちらの新たに設定された目標ですとか施策をしっかりと取り組んでいくというような状況でございます。

また、フロンにつきましても、先ほど増加ということでございますけれども、回収率を上げていく等々、必要でございまして、こちらにつきましては、フロン排出抑制法、令和2年4月に施行されたということでございまして、こちらを着実に施行していくというような状況でございます。

また、吸収量につきましても、森林に加えましてバイオ炭の貯留といったようなことも含めて取組を進めているという状況でございます。

また、国民への普及啓発につきましても、「COOL CHOICE」をはじめ、様々な取組を行っているというところでございます。

次期目標への反映ということでございます。今回、地球温暖化対策計画が新たに改定されたということでございまして、こうした新しい計画に沿ってその取組を進めていくというような状況でございます。

大変簡単でございますが、目標1-1関係は以上でございまして、目標1-2関係でございます。こちらは、世界全体での抜本的な排出削減への貢献ということでございます。こちらにつきま

しては、地球温暖化対策において国際的な取組でございます。特に、JCMの取組なんかを通じました途上国への技術の普及といったようなことと、あと国際的なルールの構築への貢献というところでございます。

同様に予算と関連の計画がございまして、測定指標のところでございます。JCMにつきまして記載をしております、こちらは昨年この委員会での御指摘も踏まえまして金額ベースから削減量・吸収量ベースということで、単位をt-CO<sub>2</sub>にしてございます。また、地球温暖化対策計画の改定で、R12年度目標ということで1億トンということで記載をしております。次、お願いいたします。

進捗の状況でございますけれども、JCMの関係につきましては引き続き取組を進めていくという状況でございますけれども、特に昨年のCOP26のところですね、ここでいきますと次期目標等への反映の方向性のところに記載しておりますが、施策の二つ目のパラ、COP26においてパリ協定6条のルールの大枠が合意されたという点でございます。こちらを踏まえまして、今後、JCMパートナー国の拡大といったようなこと、それから民間資金を活用したJCMの拡大、また市場メカニズムの世界的な拡大への貢献といったようなものを通じて取組を進めていくということでございます。こちらのほうは、アップデートさせていただいているというところでございます。

続きまして、目標1-3でございます。気候変動関係、今度は適応でございます。適応につきましても施策の概要のところでございます。こちら、適応法という法律に基づきまして適応計画をつくって取組を進めていくということでございます。国、地域、それから世界、全てのフェーズでの取組が必要ということでございます。

同様に予算、計画等々、記載をさせていただいております、測定指標のところは上二つ、2行が地域の取組ということで、地域の計画、それからセンターについての数値目標を置いていると。全ての都道府県、政令市で策定していくといったようなことを目指しているという状況でございます。

また、国のところは計画の見直しということで、こちら昨年10月、温対計画と同様に適応計画の改正も行っております。こうしたことを反映しているということでございます。次のページ、お願いいたします。

こちらにつきましても、今、申し上げた適応計画の改定の話が国全体のところで書いてございます。1個目の気候変動影響評価及び計画の進捗把握のところ、計画の改定、それから新たに計画の中でKPIの設定をしたということに記載させていただいております。

また、次の大きな固まりの地域のところも、取組が順次進んでいるということでございます。

変更点、以上でございます。

目標2の関係は、このまま説明してよろしいでしょうか。それとも、一旦、ここで区切ったほうがよろしいでしょうか。

#### 【大塚委員長】

では、そのままお願いします。

#### 【地球環境局】

恐れ入ります。では、引き続きまして目標2の体系でございます。

こちらの目標2のほうは地球環境保全ということで、3年に一度、評価をいただいているというものになってございます。

まず、目標2-1のところはオゾン層の保護ということでございます。こちらもフロン関係になってございますけれども、オゾン層破壊物質であるフロンというものの状況でございます。

こちらにつきましては、測定指標のところでございますとHCFCの消費量というところでございます。こちらは、R2年度、0というところで目標を設定し、それを達成したという状況でございます。こちらはモントリオール議定書ですとかオゾン層保護法といったようなもので、特定フロン、オゾン層破壊物質としてのフロンについて、生産、消費を全廃するということになってございまして、今回、R2年度で達成という状況でございます。

それからPRTRによるオゾン層破壊物質の排出量ということで、こちらにつきましては既に市中にあるものを出さないようにしていくということでございます。

最後がフロンの回収率ということでございます。こちらにつきましては、気候変動対策と同様ということでございますけれども、フロンの回収率が4割程度ということでございまして、目標に向けて、先ほど申し上げたフロン法の改正、そういったようなものを着実に施行して取組を進めていく必要があるという状況でございます。

目標達成度合いのところは、今、申し上げたことを書かせていただいております。

次期目標への反映のところの一番最後の2行でございますけれども、HCFCの消費量について、先ほど全廃ということを達成したということでございますので、こちらにつきましては、測定指標としての設定というのは今回で終わりということにさせていただきます。

次が目標2-2でございます。地球環境保全に関する、今度は国際連携・協力という文脈でございます。こちらにつきましては、施策の概要のところでは二国間、地域、多国間といったような形で、バイからマルチまで様々なチャンネルで環境外交を展開するというところでございます。

測定指標のところは、マルチの協力案件数、それからバイの協力案件数を、それぞれモニタリングしていくといったような状況でございます。

次が測定結果でございます。こちらでも多数書いてございますが、上の大きな固まりが多国間協力、マルチのところでは、SDGsの関係、それからG7やG20の関係、また日中韓三カ国環境大臣会合ということでTEMMの関係、また、都市間連携ということでアジアの都市との連携という意味合いでの持続可能な都市に関するハイレベルセミナーですとか、あとは日米協力でグローバルな枠組みでの脱炭素都市国際フォーラムといったような枠組みを活用してございます。

また、バイにつきましても、アメリカ、EU、オーストラリア等々との気候変動関係の協力、それから中国とは気候変動や生物多様性関係の協力、また、ベトナムやアジア各国については気候変動を中心に、ビジネスマッチングなんかも含めましての協力といったようなことをやらせていただいているという状況でございます。

次が、すみません、飛ばしていただきまして、2-3でございます。地球環境保全に関する研究調査でございます。こちらでも科学的知見を整理するというところでございまして、地球環境分野のモニタリングや調査研究の推進ということでございます。

こちらの測定指標につきましては、私どものほうで地球環境保全試験研究費ということで各省庁が実施します地球環境保全関係の研究費の取りまとめをさせていただいておりまして、こちらの中での事後評価で5点中4点以上を獲得した課題数ということで設定をさせていただいております。気候変動のモニタリングですとか適応とか、そういったようなことが研究課題として上がってございまして、その下の計画への反映につきましても、気候変動適応計画への改定なんかにも活用しているというような状況でございます。

こうした調査研究につきましても、引き続きベースとなるものを集めつつ施策に反映していきたいと考えております。

長くなって恐縮ですが、以上でございます。

#### 【大塚委員長】

どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明につきまして御発言をお願いいたします。どうぞ、手を挙げていただければと思います。いかがでしょうか。

百瀬委員、お願いします。

#### 【百瀬委員】

百瀬でございます。お世話になります。

先ほどフロンの回収についての御発言がありましたが、多分、昨年も申し上げたと思うんですが、保存用の冷蔵・冷凍庫、フロン冷媒を使っているものについての回収についての義務は2010年から始まっていて、2020年には罰則規定付になったと思うんですね。それで、それでも41%程度ということで、非常に回収率が上がっていないんですけれども、この辺りのことについては、どのような施策を進めつつあるんでしょうか。

私たち事業者としては、法律が決まったときから、こういった機器についてリストを作り、そして定期検査ですとか簡易検査を義務づけて結構真面目にやっているんですけれども、回収率が全然上がっていないなとちょっと思っていました。いかがでしょうか。

#### 【大塚委員長】

環境省、お願いしてよろしいでしょうか。

#### 【地球環境局】

百瀬先生、大変ありがとうございます。

フロンにつきましては、先ほど申し上げたようなフロン法の改正というのを令和元年の改正でやりまして、令和2年4月から施行ということでございます。この中で回収の部分について施策を強化しているということで御指摘のとおりでございまして、こちらの施行が令和2年4月から始まっているというような状況でございます。こういったような数字が現れてくるといったタイミングが、令和2年度からの施行になりますので、この先、出てくるということかなというふうに思っております。まずは改正したフロン排出抑制法の着実な施行をやっていくということかなというふうに考えております。

#### 【大塚委員長】

よろしいでしょうか。

**【百瀬委員】**

いや、具体的に、例えば地方事務所がそういった企業を巡回するのですとか、何か、そういう具体的な取組というのはしているのでしょうか。

事業所に私たちがお願いしているのは、CO<sub>2</sub>を減らす努力はしても、フロンを出してしまったら、フロンがGHGとして非常によろしくないということを申し上げて、だから、フロンのことについてもCO<sub>2</sub>と同じようにきちんと対応しなければいけないんだということを私たちは言っているんですけども、その辺りのことについて、環境省さんから何か具体的な動きがあったかどうかという、何も私たちにはなかったように思うんですけども、もう進めていらっしやるのでしょうか。

**【大塚委員長】**

事務局としてはお答えしにくいんじゃないかという気はしますが、もし答えられたら、どうぞ、お願いします。

**【地球環境局】**

大塚委員長、ありがとうございます。

そうですね。後ほど、具体的なこんな取組をというところは整理してお答えさせていただこうかと思っております。事務所と自治体さんの連携ですとか、あと事業者様向けにどんなことをやっているかといったような点について、恐らく、経産省と連携しながらいろいろやっていると思いますが、すみません、この場で個別具体のところは、すみません、後ほどの御回答ということでお願いさせていただければと思います。

**【大塚委員長】**

大事な問題ですので、どうぞよろしくお願いします。

**【百瀬委員】**

よろしくお願ひいたします。

**【大塚委員長】**

たくさん手が挙がってきたので、まとめてお答えいただくことになると思いますけれども、では、山岸委員、お願いします。

#### 【山岸委員】

ありがとうございます。幾つか、簡単なもので指摘だけですけれども、まず、1-1の温暖化関係、気候変動関係の目標ですけれども、最終的に本当に政策が効いているのかどうかを見るために排出量とか吸収量とか、この辺を指標に上げるのはいいなと思いつつ、それが最終的には見なきゃいけない指標だろうなど。何を言おうとも、最終的には排出量が減っていなければ意味がないので。

他方で、政策の評価としてはちょっと遠いという気も少しするんですよ。なので、もうちょっと中間になるような指標があってもいいのかなという気は少ししました。その観点で少し思ったのは、例えば、これ、目標の8-1の領域に入っちゃうのかもしれないんですけれども、例えば企業さんに関係する目標とか、例えばスコープ3についてまで排出量の目標を持っていらっしゃる企業さんが何社いるとか、そういったような指標とかも考えられるのかなとちょっと思いました。これは簡単な御提案までです。

それから、1-2の国際的な貢献に関する目標の部分ですが、IPCCへの貢献というのがありまして、執筆者を輩出しているというのは確かにそのとおりだなと思いつつ、他方で、昨年度でいいますと、第1作業部会報告書が出たときに、コミュニケーションの面というか普及の面でも頑張っていたのかなと思うんですよ。ちょっと、これ、1-2の目標に入らなくなっちゃって、逆に1-1、国内向けのコミュニケーションだったので1-1になっちゃうのかもしれないんですけれども、そういうIPCCの科学的知見をきちんと広めるためにやったことみたいなものが評価できたら本当はいいのかなというふうにもちょっと思いました。

次、1-3の適応の話なんですけれども、これも既に御検討は多分されているんだと思うんですが、地域の計画ですね、都道府県プラス政令指定都市の。これ、だんだん数がフルになりつつあるので。多分ですけれども、私、ちゃんと見ているわけではないんですけれども、最初に策定したときから大分時間がたっているやつとかも出てきているんじゃないかなと思うので、新しい指標とか、これをどういうふうに新しい指標にするべきなのかはちょっとアイデアはないんですけれども、そろそろ次の指標を考えたほうが、さらなるステップアップという観点では、いいのかなと思います。じゃないと、達成、達成、達成で、ずっと続いちゃうので。というふうに思いました。

以上です。ありがとうございます。

**【大塚委員長】**

ありがとうございます。

では、亀山委員、お願いします。

**【亀山委員】**

丁寧な御説明、ありがとうございます。2点、コメントさせていただきたいと思います。主に、今、見ている資料のページ3、4、5、6辺りが中心になります。

一つ目は、国民への普及啓発に関する記述の部分です。指標とかに何を选ぶかとか、そういうのは、何か、もう、取れる指標の中から選ばなきゃいけないので「COOL CHOICE」でいいと思うんですけども、この辺りですね、今、見せていただいている辺りですね、なのですけども、具体的に何をやったかということになりますと、例えば白熱灯からLED照明に買換えが進んでいるとか、あるいは、次のページのほうに移っていただくと、評価結果と、ああ、この辺りですかね、エコドライブの実施率とかクールビズ、ウォームビズ辺りを書かれているじゃないですか。それで、私がいつも思いますのは、今後、ネットゼロにしなければいけないというときに、今、ここで書かれているようなLEDに買換えとかエコドライブ程度で済むのかという、多分、そうじゃなくて、かなり、より根本的な住まい全体について、あるいは国民の日常生活全体がもう全然違った形にトランスフォームしていくというようなメッセージが伝わるような事例を出していかないといけないというふうに思っているんですね。

それで、もちろん環境省さん以外の府省さんが担当となっているようなことについては、もしかしたら記載しづらいのかもしれないんですけども、例えば、家を建て替えるときの断熱の話であったりとか、あるいは物を買うときに、どういう物を選ぶかの判断基準ですとか、そういったところまで含めて書き込んでいただけるようになるといいのかなというふうに思いました。

私も幾つか、自治体の環境審議会とか温暖化対策関係の委員会に入っているんですけども、やっぱり皆さんは環境省さんが書いたことを一番よく読んで自治体の計画に入れ込みますから、環境省さんがLEDの買換えだけを書いていると、自治体さんもLEDの買換えしか書かないですよ。できれば、まず、やっぱり環境省さんが一番先端のことを書いていただくことが自治体にとってもいいというふうに思っております。これが一つ目です。

それから、すみません、それで、なので、例えば、「COOL CHOICE」に参加する人たちがどれぐらい増えるかというのを指標に持っていかれるのであれば、この「COOL CHOICE」のところでもって、今申し上げたような一番先端的な事例を多くコンテンツを増やしていただくことで、もしかしたら伝わるのかもしれないというふうに思いました。すみません、これが一つ目です。

二つ目は、森林吸収源に関する部分でして、これももしかしたら環境省さんではなくて、農水省さんとか林野庁さんが一番メインに取り組まれる方々なので、あんまり入り込めないかもしれないんですけども、やっぱりこれがあんまりうまくいっていないなというような印象を受けております。

やはりどうやったら、まず国内の古い、高齢になってしまった森林からうまく伐採して、それを林材として活用しつつ、新しい苗木を植えていくような、林業をなりわいとして育てていくことができるのかというのは、もう少し真剣に取り組めるといいなというふうに考えております。

国内はそうだし、あと、今度国際的なJCMのことを考えたときも、ぜひ日本の一番高レベルな技術を輸出する、エネルギー関係の技術を輸出するだけではなくて、植林についても力を入れていただきたいと思うんですよね。結構欧米を中心に、そしてアフリカもそう、今、アフリカ諸国もすごく植林には積極的に取り組むようになっていて、必ずしも今のIPCCの算定ガイドラインにはうまくそのまま反映できないかもしれないんですけども、欧州なんかは、本当にすごい勢いで植林目標を何本植えるというような形で、本数でもって目標を立てていて、やっぱりそれはそれで多分吸収する方法としては、一つの有効な手段だと思いますので、その辺りについても今後検討していただけるとありがたいと思いました。

以上です。

#### 【大塚委員長】

ありがとうございます。重要な御指摘、ありがとうございます。

では、酒井先生、お願いします。

#### 【酒井委員】

ありがとうございます。今回は令和3年度の評価ということですので、地域脱炭素政策への展開というのをやはり全面的に展開された年ということで、そこをもう少しうまく主張されて

はどうかというふうに強く思いました。

今の亀山委員の御指摘にも関連しますが、国民普及啓発、あるいは地方自治体へのメッセージ性ということを考えたときに、この地域脱炭素グループの創設を含めて、大きく政策展開の舵を切られたわけですので、そういったところを整理しておけばどうでしょうか。先ほど申し上げた国民普及啓発に向けて組織化を図り、そしてその関連政策を多く芽出しをし、今後の強力な展開に向けてのしっかりした準備を進めたのが令和3年度の実績。それが令和4年度以降の新たな施策体系9番を起こして、今後見ていくというような、そういう全体の枠組みと、それと令和3年度の実績ということをもう少しく主張されていいんじゃないかというふうに思いました。

ということで、コメントにさせていただきます。

#### 【大塚委員長】

ありがとうございます。

では、中室委員、お願いします。

#### 【中室委員】

どうもありがとうございます。私は、環境政策からするとちょっと門外漢なので、的外れなコメントになっていましたら大変申し訳ございません。

一つ目は、先ほど山岸委員から御指摘のありました、目標1-3ですね。気候変動適応計画に関する地方自治体との連携というところなんですけれども、こちら、山岸委員からも御指摘のありましたとおり、大分目標としては進んできているというところがありますので、計画を立てるとか、センターを確保するというところを越えて、実際にどういうふうにその地域に対して、地域の中で計画が実効性のあるものになっているかとか、あるいは浸透しているかというところも見ていただくということが非常に重要な点かなというふうに思いました。

さらに、目標2-3の調査研究というところでございます。こちらも進展しているということで、御指摘があったところではあるんですけれども、近年のエビデンスに基づく政策形成というところで、常に指摘されるのは、こうした調査研究の結果というのを現実反映するということが極めて難しいということなんだと思うんですよね。ここでは、調査研究の結果というのが、実際の気候変動適応計画に活用されたというふうには書いてはあるんですけれども、この活用の度合いというのもやはり非常に重要ですし、どういうふうに成果に活用されたのかという

ところも非常に重要だと思います。さらに、もっと重要なのは、仮にこれを政策に用いることができなかつたんだとすると、どういう制約だったり、制度面の制約があつたのでそれができなかつたのかということも、やはり非常に重要かなというふうに思うんですね。

なので、ここは少しやはり丁寧に見ていただく必要があるだろう。まあ、ここまで書いてしまうと、活用されたというふうになるんだと思うんですけど、もう少し丁寧に見ていただいて、仮にボトルネックがあるんだとすると、そのエビデンスを政策に生かす上でどういうところにボトルネックがあるのかということもクリアにさせていただくとよいのではないかなというふうに思いました。

以上です。

#### 【大塚委員長】

ありがとうございます。

では、四人の委員から御意見いただいたと思いますけども、事務局から回答をお願いします。

#### 【地球環境局】

ありがとうございます。地球局総務課、岸でございます。

四人の先生から大変貴重な御意見を頂戴しました。ありがとうございます。

全般的にいただいた御意見を踏まえて、しっかり対応していくということと思いますが、山岸委員から、そうですね、指標としてより近いものというか、政策の評価に近いものが取れないかということだったかと思います。GHGの排出量ということで全体を示してございますけれども、どういったことができるか。非常に1-1のところは、大きな塊になってございまして、そういう中でどういうことができるかということについて、引き続き検討かなと思っております。企業のスコープ3まで算定している企業の数というアイデアも含めて検討をしてみたいと思います。

また、IPCCの科学的知見の反映の状況といったような、そういう国内の周知の取組についても考えるべきという御指摘もいただいてございます。ありがとうございます。

それから、適応につきましても、先ほど中室先生からもいただいたとおりで、その次なる指標というものがどういうものか。今、全数に近づいてきているという状況でございますので、この辺りを次の課題感として取組を考えていきたいというふうに思っております。

また、亀山委員からいただきましたところでございます。こちら指標というか、国民一人一人の取組のところで、より抜本的なものをということでございます。環境省でもZEHの推進ですとか断熱リフォームの推進ですとか、あとはライフスタイルの転換に向けたナッジの活用、ポイントの活用、それから、製品・サービスの排出量の見える化といったようなこともいろいろ取り組んでいるところでございます。こういったようなものをどこまでどう、この書面に反映していけるかということについて、引き続き、先ほどの山岸委員からの御指摘なんかも踏まえながら、亀山委員からの御指摘も踏まえながら考えていくのかなと思います。

吸収源のところもちょっと林野庁さんとの連携ということになりますが、国内、国際、両面での御指摘ということで承りたいと思います。

また、酒井先生からいただきました、地域脱炭素のところでございます。こちら環境省の主力の政策分野としてプレイアップしているところでございます。そういったようなところも先ほどの企業の取組、国民の取組と併せて、地域の脱炭素といったようなことをどう表現していくか、検討させていただきたいと思います。

最後の中室委員からいただきました適応の話は、先ほどの件と同様、どう浸透したかというところの御指摘と承りました。

また、調査研究のところにつきましても、一言で活用といってもいろいろあるよねということでございますので、その辺りもどういう表現ができるかについて検討してみたいと思います。ありがとうございます。

#### 【大塚委員長】

ありがとうございました。

では、よろしければ、次の三つの施策のほうに移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい。じゃあ、施策の4、廃棄物・リサイクル対策の推進、施策の6、化学物質対策の推進、施策の10、放射性物質による環境の汚染への対処につきまして、順に御説明をお願いいたします。

#### 【環境再生・資源循環局】

大塚先生、ありがとうございます。

環境再生・資源循環局、総務課で総括をしております黒部と申します。

資源循環の関心の指標について御説明申し上げます。事務局から割り振られている時間が5分ということですので、ポイントを絞って御説明できればと思っております。

目標4-1、国内及び国際的な資源循環の構築ということでございます。

資源循環政策に関して、指標等で様々指標を設定してございます。その中で、総論的な評価項目になりますけれども、資源循環社会に向けて、資源生産性あるいはその資源、入り口側の循環利用率等について、個別に達成状況を評価しております。

総論で申し上げますれば、目標に向けて着実に進捗はしてございます。ただ、その進捗の度合いにつきましては、廃棄物の最終処分量については、目標に向けて着実に進めている一方、残りのものは、進んではおるんですけれども、その進捗度合いについては多少濃淡があるということでございます。

全体の評価としては、相当程度進展ありということで評価をさせていただいておりますが、資源生産性については、22年度以降横ばいの傾向となっております、入り口側及び出口側の利用率も横ばいということでございます。処分量自体は、目標に向けて年々減少しているということでございます。

また、海外との国際展開ということにつきましては、発展途上国との覚書に通じた協力関係の構築等を進めているという状況でございます、アジア・太平洋3Rのフォーラム等を通じて取組を推進しております。

また、焼却設備あるいはリサイクル設備の年間輸出総額も21年度値に比べれば増加はしているという状況でございます。

引き続き、次の4-2をお願いします。各種リサイクル法等の円滑な施行によるリサイクル等の推進ということでございます。

個別のリサイクルの状況ということにつきましては、別紙のほうに書かせていただいております、資料としては、21ページのほうになります。この中で、個別に目標値に向けての進捗ということの評価してございます。全体としては、順調に進捗をしているというふうに評価しております。

一番下の指標の7、使用済プラスチックのリサイクル等による有効の利用率ということございまして、こちらについては、すみません、評価状況については、横のバーという形の評価になってございますけれども、これは、2035年に100%という目標値はあるんですけれども、各年の目標を設定してございません関係で、各年の評価ということについては、「－」ということで評価を申し上げているところでございます。

個別に申し上げますと、容器包装リサイクル等については、全市町村に対する分別収集実施市町村の割合が、ガラス製容器、ペットボトル、前年に引き続いて9割を超えるという状況になってございます。資料でいくと20ページの上のほうですね、すみません。行ったり来たりさせていただいてすみません。20ページの上のところ、全体の評価としては、相当程度進展ありとしております。

家電リサイクル等については、令和元年度の再商品化率において、家庭用エアコン、ブラウン管式テレビ、プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、全品目について法定基準の達成という状況でございます。また、家電リサイクル等の回収率は、令和元年度は64.1%という形で、回収率目標である56%を上回っているという状況でございます。

また、食品リサイクルについては、令和2年度、外食産業について前年から1ポイント下がってございますけれども、再生利用率等については上がっているという状況でございます。

建設リサイクル、非常に順調に状況は進捗しておりまして、引き続き進めていけばよいかと思っております。

また、自動車リサイクルについても、特段問題なく、目標値を大幅に上回る再資源化が実施をされているという状況でございます。

また、使用済プラスチックのリサイクル率は0.8ポイント、ここも順調にポイントとしては上昇してきておりまして、問題ないかというふうに思っております。

続きまして、4-3でございます。続きまして、22ページ、一般廃棄物対策という状況でございます。排出抑制、リサイクルの適性状況ということでございます。

評価状況としては、相当程度こちらも進展していると思っておりますけれども、一番最初の冒頭で御紹介したように、23ページ上でございますけれども、一般廃棄物の排出量及び一般廃棄物の最終処分量、このまま推移すれば目標を達成することは可能だというふうに考えてございます。一般廃棄物の焼却炉等のダイオキシンの排出量についても、目標量を達成していますと。ただ、リサイクル率については、平成7年度の10%から平成19年度の20%まで向上はしておるんですけども、ここ数年間、リサイクル率、横ばいの状況が続いているという状況を踏まえて、目標に到達するためにもう一段後押し、政策についてもまた検討の必要があるかというふうに思っております。

また、続きまして、目標の4-4でございます。産業廃棄物対策でございます。

産業廃棄物対策についても、相当程度進捗しているということで評価させていただいております。根拠といたしましては、排出量及び最終処分量、令和7年度の目標を達成しています

ということでございます。

また、PCB廃棄物についても、令和7年度に向けて、高濃度ですね、着実な進展をさせていただいているということでございます。

続きまして、4-5、廃棄物の不法投棄の防止でございます。

廃棄物の不法投棄に関しましては、下のほうに指標を書かせていただいております。相当程度進捗していると思っておりますけれども、なかなかその、一時期、昭和の不法投棄が多かった時代、すみません、画面は26ページの指標のところをそのまま映していただければと思いますが、一時期に比べれば不法投棄の残存件数、あるいは新規発生件数というのは、昭和の時代に比べれば非常に現在少なくなってきておりますが、目標値もそれに適応して高い目標値を随時掲げておりますので、現時点においては、目標等の達成状況はなかなか厳しいということでございますが、これは、積極的に政策評価にトライアルをしているという結果でございます。

バーゼル条約の違反の通報件数は横ばいではございましたが、新たに規制条約の対象になっております廃プラスチック、これに関する通報というのは0件でございます、通報相手国もマレーシアと香港の2か国のみでございます、特段ここについても問題事案というのは上がってきていないということでございます。

続きまして、目標4-6、浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適切な処理ということでございます。画面は指標のところを映しておいただければと思いますが、目標の達成状況ということで行きますと、相当程度進展があったということだと思っております。

ポイントといたしましては、目標に対しては人口普及率でマイナス6ポイント、基数割合ではマイナス4ポイントという形で、目標に向けてはまだまだ後押しが必要でございますけれども、制度の面で行きますと、浄化槽だけではなくて宅内の配管等についてもその補助の対象にするということで、積極的に施策を打ってきてございまして、普及率自体は前年度と比較して2ポイント、浄化槽基数率は1ポイント向上したということございまして、進展はしているという状況だと思っております。引き続き、公共浄化槽への転換、あるいはそういったものも含めて、整備に向けて一層の後押しをしていきたいということで考えてございます。

続きまして、目標4-7でございます。東日本大震災の教訓を踏まえた災害廃棄物対策でございます、画面は指標のところを映していただければと思います。

全体としては、相当程度進展があったと思っております、災害廃棄物が出る年もあれば出ない年もあるわけでございますけれども、令和2年7月の豪雨で発生した災害廃棄物以外の

ところについては、全測定指標の中で処理が順調に進んでいるという状況。一方で、令和2年7月豪雨の中でも、損壊家屋の解体、一部残ってございますけれども、概ね完了見込みということでございまして、災害に伴って出る廃棄物の処理については、自治体と協力をしながら順調に進めてきているという状況かと思っております。

これ以降は、東日本大震災の対応になりますので、浅原から御説明いただければと思います。

以上です。

#### 【環境再生・資源循環局】

それでは、ここから4-8の説明をさせていただきます、私、環境再生・資源循環局、環境再生事業担当参事官室の浅原と申します。環境再生事業全般の担当をしておりますので、まず、目標4-8、東日本大震災への対応（特定復興再生拠点の整備）について御説明させていただきます。

帰還困難区域の中で避難解除を目指して、帰還者の居住を可能とすることを目指す区域として、特定復興再生拠点区域を定めており、その区域に対して環境省としては、除染や建物の解体を担当しております。それについて、測定指標は特定復興再生拠点が双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の6地域に設定されておりますので、その6市町村において必要な除染と廃棄物の搬入が完了したかを指標としております。

市町村単位で見ると、完了は、まだ除染では0になっており、廃棄物も葛尾村の一件ではありますが、事業進捗としては、除染も概ね完了しておりますし、解体のほうも順調に推移しております。残る市町村の避難指示解除目標が2023年の春頃になりますので、それに間に合うように、引き続き実施していくという状況です。

4-8の説明は以上になります。

#### 【環境再生・資源循環局】

それでは、目標10-1と10-2を先に御説明させていただきます。

目標10-1は放射性物質により汚染された廃棄物の処理ということで、先ほどは帰還困難区域内の拠点の話でしたが、これは、帰還困難区域以外の対策地域内廃棄物、具体的には震災がれきや建物の解体を進める事業になっております。こちらも測定指標を対策地域内廃棄物の仮

置場への搬入が完了した市町村数としており、全体では11市町村となりますが、現状9市町村で完了して、残り2市町村であり、順調に推移しているところです。

また、仮置場に搬入したものは、焼却等の処分をしまして、最終的には、特定廃棄物埋立処分施設への搬入を進めております。これが2番目の指標であり、こちらも昨年度も予定どおり進捗しており、合計では昨年度末で22万袋の搬入を完了しており、順調に今後も処理を進めていくという状況になっております。

続きまして、目標10-2ですが、こちらは、除染と中間貯蔵に関する政策評価になります。

除染も帰還困難区域以外の面的除染は完了しており、また、昨年度に中間貯蔵施設への概ね搬入完了も達成しております。測定指標の一つ目としては、搬入が完了した仮置場をいかに解消していくのかということになります。こちらも順次、原状回復をして借りた皆様にお返ししております。昨年度末で約75%を原状回復してお返ししております。引き続き原状回復を着実に進めてお返しをしていくところです。

次のページは、中間貯蔵事業に関わる測定指標になります。中間貯蔵の用地の取得、施設の整備も順調に進み、施設が全て稼働している状況になっておりますし、輸送についても令和4年3月末までに合計で1,341万立米の除去土壌等を輸送したということで、着実に進んでおります。

昨年度の実績値は、目標よりは1割ほど少くはありますが、全体としては概ね予定どおり進んでいるところです。

また、今後は、福島県内除去土壌の最終処分に向けて、再生利用の安全性の検証などの実証事業や、最終処分に向けた理解の醸成を進めているところであり、長期的な目標に向かって着実に取組を進めているところです。

復興関係は以上になります。

#### 【環境保健部】

環境保健部企画課の中島でございます。

目標6のシリーズが飛んでしまったので、そこから。評価書32ページになりますけれども、化学物質関係施策について、私から御説明をさせていただきます。時間が限られておりますので、測定指標を中心に御説明させていただきます。

まず、6-1ですが、環境リスク評価ということで、化学物質による人の健康や生態系に対する環境のリスク評価を行う事業となっております。

まず、①の関係ですけれども、いわゆる黒本調査について、毎年80物質の調査を目標としています。令和3年度は、分析法の確定などに時間を要した物質が多くて、少し目標は達成できなかったんですけれども、一方、昨年度で分析法の確定が済んだ物質が多くありますので、今年度は調査対象物質を増やせるものと見込んでおります。

また、②については、環境リスク初期評価ということでございまして、これは、毎年14物質の目標を達成しております。

また、③の関係は、EXTEND2016に基づいて、内分泌かく乱物質の作用について評価を行っているところでございます。毎年20物質目標としておりますけれども、有識者の助言を踏まえながら、今年は19物質について評価を行っているところでございます。

また、④の関係は、エコチル調査でございます。エコチル調査、2010年度から全国10万組の親子に御協力をいただいて、化学物質などの環境要因が子どもさんの発育などに与える影響について調査をしているところでございます。ここに参加者追跡率というふうに書いておりますけれども、10年たった今でも94%という非常に高い参加者率を維持してございまして、着実に成果が上がっているところでございます。

6-1に関しましては、全体として相当程度進展ありということで、事後評価をさせていただいているところでございます。

次に、6-2に参ります。環境リスクの管理でございます。こちらは、化審法及び化管法に基づきまして、化学物質のリスク評価等を実施しているものでございます。

まず、測定指標の①関係でございますけれども、化審法に基づいて、有害性クラスの付与を行った物質数でございます。製造輸入数量が10トン以上の物質にこれを行うこととしてございまして、199というのは、評価可能な物質の全てとなっております。

また、②の関係では、有害性評価が困難な化学物質の試験法を各国がそれぞれ開発をしまして、OECDのテストガイドラインとして一般化していくという取組を加盟各国が推進をしているところでございます。我が国は、難水溶性化学物質を対象としたヨコエビの試験法の開発を国環研で行っているところでございまして、令和3年度に書いておりますとおり、プロジェクト様式としてOECDのワーキンググループに提出をいたしました。これは、令和4年4月のワーキンググループにおいて正式に採択をされており、目標としては達成をしているところでございます。

また、③の関係は、化管法に基づいて各事業所からの届出や国が推計を行った排出・移動量の推移でございます。PRTR制度は、規制ではなくて、情報の開示を目的としておりますの

で、数値として目標を設けておりませんが、このような推移をきちんと把握をしているというところがございます。

また、④の関係では、化学物質アドバイザーの講演会の回数ですが、これは、コロナの影響で少し講演会自体が減っているというところがございます。

また、⑤ですね、人へのばく露量のモニタリング調査でございますが、これは、分析数としては非常に目標を上回る解析ができております。全体としては、相当程度進展ありと評価しております。

6-3の関係、国際協調関係でございます。

まず、一つ目の条約ですが、POPs条約ですね。POPs条約に基づく対象物質、候補物質などをモニタリングしているところがございますが、目標どおり11物質群について着実にモニタリングを進めております。

また、②、二つ目の条約で、水銀条約関係でございますけれども、途上国の支援のプロジェクトでございます。昨今、海外渡航が難しく、案件形成もなかなか困難な部分がありますけれども、令和3年度もフィリピンの関係で1案件形成ができております。

また、③は、あとGHSに基づくラベリングシステムの分類を経産、環境、厚労で分担をしているところございまして、こちらも着実に実施をしております。

化学物質関係、最後になりますが、6-4、毒ガスでございます。

平成15年度の閣議決定に基づきまして、陸域で発見される毒ガス弾については環境省が対応しております。環境調査についても地権者の要望に基づいて、適切に実施をしております。

また、②の関係では、神栖市で健康影響が受けられた方に対する事業も適切に実施をしているところがございます。

次、環境保健部関係の最後になりますが、10-3まで飛んでいただきます。45ページでございます。環境保健部のほうで放射線に係る健康管理とか健康不安対策を実施しているところでございます。

主に、福島県の県民健康調査に対する資金的な、あと技術的な側面支援であったり、いわき市に設置したリスクコミュニケーション相談員支援センターを軸に、様々なリスク活動などを進めているところがございます。こちら、いずれの目標も達成をしております、全体として目標を達成という評価をさせていただいております。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

**【大塚委員長】**

ありがとうございました。それでおしまいでしょうか。はい。

では、ただいまの御説明につきまして、御発言をお願いいたします。どうぞ手を挙げてください。

手が挙がってくるまでの間、私がちょっと簡単に時間の穴埋めをしますが、4-5の廃棄物の不法投棄の防止等の2ページ目のところで、上のほうで、廃プラスチックに関して、バーゼル条約違反のことで、通報が0で、通報相手国・地域もマレーシアと香港の2か国のみということですけど、このマレーシアと香港との関係ではどういう問題があったか、ちょっと教えてくださいませんか。

それから、もう一つ、建設リサイクルに関しては、割とうまくいっているという話をしていただいたと思いますけど、これは、建設リサイクル法の改正の見直しの、改正をしなくてもいいんですけど、見直しの時期がちょっと前にあったと思うんですけど、建設リサイクル法の見直しがどういう状況になっているか、教えてくださいませんか。何かどちらにも簡単にお答えいただけることじゃないかと思いますが、恐れ入ります。

**【環境再生・資源循環局】**

すみません。資源循環局、黒部でございます。御質問いただきましてありがとうございます。

ちょっとすみません。私も7月にちょっと異動してきたばかりで、マレーシア、香港の件は、少し確認のお時間をいただければと思います。書いてあるとおり、特段その、新しく加わったんですけれども、何か問題事案があったということではないと理解をしております。ちょっと詳細を確認いたします。

建設リサイクルにつきましては、もう専ら建設業界とのコミュニケーションの中で、リサイクル率は順調に進捗をしておるという状況かと思っておりますが、その中で、特段の制度の改正というところについても、議論は現時点では上がっていないかと思っておりますが、引き続き制度の進捗状況は目を凝らして見ていくということかと思っております。

以上でございます。

**【大塚委員長】**

建設リサイクル法の件につきましては、見直しの時期が何年かに1回ということに、5年だ

かちょっと分からないですけど、なっていたと思うので、それが多分来ているんじゃないかと思うので、それで質問させていただきました。後でお答えいただければ結構です。ありがとうございます。

では、深町委員、お願いします。

#### 【深町委員】

ありがとうございます。10-1と10-3に関しての質問というか意見も含めてなんですけれども、まず、10-1で、放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関して、本当にいろんな観点から一生懸命取り組んでいただいていると思うんですけども、こうした中で、例えばなんですけども、阿武隈山系の広大な地域というのが帰還困難区域となっていて、特に森林生態系ですね、その自然そのものもそうなんですけど、やはり福島の大事な文化とか産業ということで、森林に関連したいろんなものがありまして、そういった観点から言いますと、こういった森林についてどのような形で除染ですとか対応、あるいはそういうあんまり人が関われないということを前提にしながら、その地域を、場所を生かしていくというようなことが考えられて、あるいは取り組まれているのかということをもう少し説明していただきたいということが一つです。

それから10-3に関してなんですけれども、受講者の満足度というのは、大事な指標の一つではあると思うんですけども、様々ないろんな放射線に関してだとか健康に関連して、あるいはいろんな風評被害に関して心配されている方の満足度ということと同時に、どんな懸念を持っていて、それをどういうふうに対処していくかというようなことも含めながら評価することが大事なかなというふうに思いますし、それから、どんな場所で何回ぐらい開催して、どういう人たちが参加しているかというようなことですね、そういった情報ももう少し加えていただきますと今回の評価がどんなものに対して丸となっているのかというようなことが分かると思いますので、その部分ですね。

それと、福島県に関連する方々だけではなくて、ほかの地域の方で、やはりいろんな不安を持っておられる方がいることによって、結果的に福島県の中でもいろんな食文化だとかいろんな産業について弊害が生じているということもあると思いますので、そういった観点での把握とか対応策ということにつきましても、今後考えていただくのが大事なかなというふうに思っております。

以上です。

【大塚委員長】

ありがとうございます。

では、続けて、山岸委員、お願いします。

【山岸委員】

ありがとうございます。

4-1の循環型社会形成推進法関連のお話なのですが、やっぱりこの4-1、4-2以降とかでも拝見していると、やっぱり法律がある分、リサイクル方面のお話がやっぱりすごく指標としては充実しているなというのがある一方で、他方で、推進法のほうでもやっぱり優先順位としては、リデュースとリユースによる発生抑制と再利用とかが上に来ているので、そっち方面の指標というのももうちょっと充実したほうがいいのかなというふうにちょっと思いました。

もちろん全体の出ている量とかというのももちろんあるんですが、他方で、例えば政策として本来やったほうがいいのかと思うのは、生産している、特に一般の方々、産廃のほうじゃなくて一般の方々のほうに対して出すような製品について、しっかりデザインからリサイクルであったりとか、そもそも排出が抑制されるようなデザインをしてくださいねといったようなことをしっかりやっていくような政策もあって、かつ、それがどれぐらい進展しているのかという点もちゃんと見ていく必要が本来はあるのではないかと。

今年、4月1日からもう新法が始まっていますので、今後、そういった部分も強化されていくといいなというふうな希望を込めてのコメントでございます。

それがまず1点目で、あと、2点目は、先ほどの今、お話がありました10-1とか10-2のほうなんですけども、やっぱり除染に関わる業務、これ、作業として進んでいるということと同時に、先ほどもお話がありましたように、これ、かなりしんどい仕事だと正直言って思うんですね。なので、担当されている皆様の御苦労というか、そこには最大限の敬意を表したいなと思いつつ、やっぱり地域社会であるとか、受け入れる側の方々とかといった部分で、理解であったりとか需要性がどれぐらい高まっているのかというのをこういう公の場でどれぐらい評価するのかというところですが、そんなこと言っていないとまた文句が出てきちゃうかもしれないので。他方で、そこはしっかりやっていく、政策の中でしっかりやっていくということが重要かなと思います。ここに文言としても丁寧な対応が必要であると書いてはいただいていますけども、どれぐらい理解を得られているのかを本当に一個一個諮りながら進めてい

くということが、単純に処理の量とかということだけではなく大事なことだと思いました。

以上です。すみません。

#### 【大塚委員長】

ありがとうございます。3Rのどうしてもリサイクルのところに重点があるというのは、本当にそのとおりなので、そうですね、あんまり私も気がつかなかったですけど、ちょっと見直していただけたら、指標を追加していただけたらありがたいところかなと思います。

では、百瀬委員、お願いします。

#### 【百瀬委員】

ありがとうございます。三つあります。

主には4-2に関してなんですけれども、各種リサイクル法がどんどん進んできていますが、これらの効果として、例えばGHGの削減ですとか、そういった脱炭素にもつながっているかどうかということは、リサイクル法の中ではあまり書かれていないんですけども、そういった関連について、ぜひ国民としては知っていきたいと思います。例えば食品リサイクルだとかプラスチックリサイクル、一生懸命やっているんですけども、それによって本当にGHGが削減するという方向にもつながっているのだろうか。特に、最初におっしゃられていましたけれども、カーボンニュートラルとサーキュラーエコノミーは、同時にできていないといけないんじゃないかなと民間は思っておりますので、そういった指標なども今後出していただければと思います。

それから、二つ目に、食品リサイクルで外食産業がえらい低いですね。私、今、外食産業に所属しているんですが、50%のリサイクル率に対して31%とずっと横ばいです。

その理由は、私が実際に外食産業におりますと、事業系一般廃棄物というのは、市町村の権限の中で処分したりリサイクルをするということで、域外処理が厳しいんですね。ですから、リサイクル施設が市外に、自分のところの域外にあった場合に持ち出すということがなかなか難しいということ。それから、外食産業は、発生する食品廃棄物が少量ですので、そういった少量のものをどうやって回収していくのか、合理的な回収方法というのが課題だと考えていますが、そういった廃棄物清掃法と、それから食品リサイクル法の事業系一廃、特に外食産業について今後どのような形で推進していくのかということも、どこかで検討していただければと期待しています。

3番目に、プラスチックリサイクルの件なのですが、プラ新法が発行されまして、容器・包装のプラスチックと、それからプラ新法の対象のプラスチック、そういった関係がどのような形になっているのかを私たち民間は知りたいです。

そして、SDGsが去年よりも一つ落ちたのは、プラスチックをよその国に輸出している量があまりにも多いと書いてあったんですね。自国でリサイクル率がどうなっているのかということと、それから他国に資源として輸出している、その辺の関係性はこういった資源循環の法律ですとか、施策の中ではどのような扱いになっているのかを知りたいです。

そして、19位に落ちた理由のもう一つが、小型家電の回収率が低いというのもありました。こういったリサイクルに関する法律に関して、SDGsで評価がよろしくないというのは、どういうことなのかということもお聞きしたいことです。

以上でございます。

#### 【大塚委員長】

どれも非常に専門的な話だったと思いますが、とてもいい御質問、ありがとうございます。亀山委員、お願いします。

#### 【亀山委員】

ありがとうございます。1点だけ質問をさせてください。ページ22、目標4-3、一般廃棄物の指標の部分です。

私も先ほど山岸委員から御意見があったように、リサイクル率も重要だけれども、総量を減らしていくということが非常に重要だというふうに考えております。

そういう中で、また特に自治体さんとお話をしていると、ここ2年ほどのコロナの影響が非常に大きいというふうに伺っております。要は、外で食わずに家に帰るということで、テイクアウトでお弁当が増えて、やっぱりお弁当に伴うプラスチックの廃棄物、それから食品ロスがなかなか、減らしたいと思っているけれども、コロナが理由で減らせないという悩みをよく聞いております。

それで、今日の資料にはコロナの影響については、一言も触れられていなかったのが、私はそれがすごく意外だったんですけども、コロナの影響というものを環境省さんとしては、政策評価の際に特段、気にしなくていい程度のことと考えていらっしゃるか、それともやっぱり、もし影響するのであれば、コロナが収束して解決する問題なのか、あるいはもう世の中が

その方向に一旦変わってしまっているのです、それについても抜本的に何か対策を追加しなきゃいけないというふうに考えていらっしゃるのか、その辺りを伺いたいと思いました。

以上です。

**【大塚委員長】**

ありがとうございます。

では、酒井先生、お願いします。

**【酒井委員】**

ありがとうございます。

多くの委員の方からリサイクル関係のところの指摘も多くなされておりますので、そことの関係を含めながら数点、質問を含めて出させていただきます。

まず、リサイクルの前にリデュース、リユースではないのか、これはもう全くおっしゃるとおりで、その関係については食品リサイクルの前に食品ロスをどうするといったところ、新法もできている中で取り組まれているはずです。また、プラ新法の中では、エコデザインの促進ということで、製品設計に関するルールも今回、新法の中では盛り込んだというところで、取り組んでおられるところは相当ありますので、そこをもう少しうまく表現するということは、やはり必要かなと思いました。

ただ、それを定量的な数字にまで政府レベルで格上げするというのは、これはなかなか簡単なことではないということもちょっと共通認識として持たせていただければというふうに思っております。

このリサイクルの推進がどの程度、脱炭素に寄与しているのかということに関しては、結構、マクロレベルの研究が出始めて3割とか、4割は貢献しているはずだといったようなところがCircularity Gap Reportとかでも報告されてきています。これを年々のモニタリングとしてどうすればいいのかということに関しては、相当な研究がいるのではないかと思いますので、ここで要請いただいてすぐできるということにはならないのかな、と思ったりもしています。

こうやってあまり後ろ向きなことばかり言ってもいけないので、一つ、個別リサイクル法との関係一言申しあげておきます。先ほどの黒部さんの説明は、それぞれの法定のリサイクルとしての運用は順調だということで、それを次、脱炭素という観点で見たときに、どう

見ていかねばならないのかということに関しては、今、ようやく検討が始まったところとみていますので、今後に期待をしたいと思います。特に自動車リサイクル、あるいは建設リサイクルというような長寿命化製品に関して、これらはしっかりとした考え方、基本理念を含めて考えていく必要があるのではないかとコメントしておきます。

以上です。

#### 【大塚委員長】

ありがとうございました。非常に難しい問題を提起されていると私も思っていたのですが、酒井先生におっしゃっていただいて、とてもありがたかったと思います。

では、事務局のほうから、お願いします。

#### 【環境再生・資源循環局】

では、再生・資源循環の黒部から、いただいた御質問について、すみません、ちょっと十分でないかもしれないんですけども、お答え申し上げます。

今、酒井先生のコメントにいただいたことの中で、大分表現がされておると思っておるんですけども、資源循環を取り囲む政策分野は非常に拡大をしてきておりまして、一つはリサイクル、あるいは廃棄物の適正処理という、これまでの守備範囲からそもそもの発生抑制、あるいはリユースの促進、あるいは御指摘がありました製品のデザイン、もともと廃棄物を出さないデザインというものが例えばプラスチック新法の中で定められるなど、守備範囲は広がってきておりまして、守備範囲は広がってきておりまして、そういうところについての指標についても、順次、拡大、あるいはきちんとEBPMを進めていく体制が必要ではないのかと、総論についての御指摘は全くそのとおりに思っております、我々、今後も努力していかねばいけない分野でございます。

各省との連携調整が大変ということもコメントいただきましたけれども、それもそのとおりでございますが、引き続き努力をしてみたいと思っております。

GHGガスの企業につきましても、まさに今、これから勉強が我々も脱炭素の目標、あるいは地域脱炭素という方向性が打ち出された中で、今後、検討を進めていきたいと思っております。

そういったものの世の中への見せ方が毎年の政策評価がよいのか、あるいは計画の点検というスキームもございますので、そういったものの中で目指していくのがよいのかということ

は、今後の宿題とさせていただければということで思っております。

総論といたしましては、百瀬先生の御指摘にもありましたけれども、社会統合の中でさらに指標についてブラッシュアップが必要という中で何ができるのかということについては、引き続き検討してまいりたいと思っております。

発生抑制のほうに関しては、まさに今、拡張領域でございますので、引き続きトライアルをしていきたいと思っております。

あと、百瀬先生から御指摘いただきました外出、その事業系一廃に関する制度的な方向性、少し御指摘も含めて専門的な分野でございますので、制度の改正、あるいは担当にきちんとつないだ上で、今後の制度の議論に役立てていきたいということで、本日は御容赦いただければと思っております。

あと、亀山先生から御指摘をいただいた一般廃棄物、その指標区分の中でコロナの影響をどう見ているのかということでございまして、政策評価の中ですみません、コロナの影響という横断的な分析は今回しておらないんですけれども、やはりこの二、三年、コロナの影響というものは廃棄物の中でも確実に見られる分野でございまして、指標を細かく見ていくと、やはりこういったところにコロナの影響はあったよねというところは、個別、個別の指標ということでは顔を出しているかというふうに思っておりますが、横断的な分析というのも御指摘を踏まえて必要かもしれないなと思うことがございましたので、そこについても御指摘を踏まえて対応を検討したいと思っております。

また、少し戻ってプラの輸出量があまりに多い、あるいは小型家電19位のSDGsの評価が落ちた理由ということで御質問いただきましたけれども、すみません、ちょっと本日、お答えできる材料をお手元に持ってございませんで、ここについては調査した後ほど委員の方に御報告できればと思っております。

私からは以上でございます。

#### 【大塚委員長】

ありがとうございます。

深町委員からの御質問とかもありますので、どうぞ、ほかの黒部さん以外の方々、どうぞお願いします。

#### 【環境保健部】

環境保健部のほうからよろしいでしょうか。

**【大塚委員長】**

はい、よろしくお願いします。

**【環境保健部】**

10-3で、深町先生から、10-3、健康不安対策の関係で1点、御意見を頂戴いたしました。10-3なので45ページですね。満足度みたいな指標も大事だけれども、やはりどんな方が参加されているとか、あと、個々人のどういう不安に対処したとか、そういったことが重要ではないかという御指摘、まさにそのとおりで思っております。

セミナーに参加していただいた方、車座に参加していただいた方の不安の解消ぶりとか、いろいろ定性的にはあるんですけども、政策評価の測定指標については、やはり定量的な設定が求められている部分もありまして、政策評価の中でどんなふうに書いていったらいいのかというのは、不安対策などは定量的に評価しにくい部分でもありますので、少し課題もあるのかなというふうに考えております。

これから御審議をいただくものと、私も理解しておりますけれども、令和4年度の事前分析には、福島の方に放射線で何か影響があると誤解をしている人の割合を減らしていくというような、こういった指標も入れられたらなというふうに思っております。このような中できちんと不安対策を行われているかということの評価をしていけたらなというふうに思っております。私からは以上でございます。

**【環境再生・資源循環局】**

それでは、残りの復興関係について、浅原から御説明させていただきます。

深町委員から10-1の関係で森林除染の現状について御質問いただきました。森林につきましても、生活圏に近いところは除染等々をしっかりとさせていただいた一方で、憩いの場であったり、林業等のなりわいの場である森林全体の除染を網羅的にできているわけではないところです。ただ、環境省と林野庁で連携心、除染、森林整備、間伐、整備道の整備を組み合わせるとしても線量低減を進められるように工夫しながらやっているところです。

また、山岸委員から地元の理解について指標に盛り込めないかという御意見をいただきました。おっしゃるとおり、事業を進める上で自治体や地元住民の理解というものは必須であり

まして、非常に重要でありますけれども、なかなか指標として定量化するのは難しいかなというのが正直なところであります。一方で、事業を進める前提になりますので、事業を進める我々として、引き続き自治体、地元住民の皆様に御理解を得られるよう、そこは丁寧に対応しながら、指標にはできないとしても、しっかり御理解を得るということを目指しながら、事業を進めていきたいと考えております。

御意見、ありがとうございました。

**【大塚委員長】**

事務局は、ほかにはよろしいでしょうか。

酒井先生、何か追加で御質問、御意見ということですよ。いかがですか。手を挙げていらっしゃるのでしょうか、それとも。

**【酒井委員】**

先ほどの発言で大体述べさせていただいたと思っています。ありがとうございます。

**【大塚委員長】**

大変重要な御指摘が多かったので、特に3Rのうちの最初の2Rについて何かできないかというのは、循環基本法ができてからもう20年もたっているのです、難しいとはもちろん思っているんですけども、特定の分野、例えばプラスチックだけとかでも、何か少しでも考えていただけると、環境省の指標として挙げられると、環境省としてもそういうことが大事だということをお考えになって施策を進めていただけるような気がしますので、一步か半歩か何かでも前進していただけると、私としては大変ありがたいと思って伺っていました。

製品とGHGの関係は、そのとおりになんですけど、これは先ほど酒井先生がおっしゃったように、まだ緒に就いたばかりなので、ちょっと大変ですが、おいおい御検討いただけるんじゃないかと思えますけど、すぐにはすごく大変な話かなと思います。

よろしいでしょうか。

**【酒井委員】**

ちょっと大塚先生、よろしいでしょうか。酒井ですが。

【大塚委員長】

はい。

【酒井委員】

今、ちょうど大塚委員長から御指摘もありましたので、3Rのリデュース、リユースの重要性、ここは委員の先生方のおっしゃるとおりですので、まずはやはり最終の廃棄物量に表れるところでしっかり見ていくということと、それから個別のフローの中でロスの削減量がしっかり把握できるような食品とか、あるいはプラスチックとかいうようなところ、今後、他をどう見ていくかといったところになってくると思いますので、恐らくこの二つの素材、あるいは廃製品を見ていくことでもって、廃棄物への効果も相当大きく見えてくることになります。そういう意味では既にかじを切りかけておりますので、そこはぜひうまく、また循環局のほうも数字として見せるというところを努力いただければなというふうには見ております。

それと、あとはプラ新法のとときに概念として登場した3R+リニューアブル、再生可能性というところを出して、いわゆる化石資源依存をどうまた脱却していくかという観点になります。そういう概念も出していけるところ、まさに脱炭素とも結びつくわけなんですけど、ここの部分がやっぱり年間のモニタリング指標に使えるようなものにしていくというのは、これはなかなか簡単なことではないというところはあるんですけど、少しマクロなレベルでもこの程度だというようなことが見えるような状況を、また環境省と一緒に作らせていただくことができればというふうに思っているところです。若干補足の意味で発言させていただきました。

【大塚委員長】

ありがとうございました。

放射性物質のところ、中間貯蔵のほうは進展しておられるということで、初期はとても大変だったと思うんですけども、環境省さんの御努力で非常にうまくいっているということで、大変結構なことだと思っております。敬服しております。どうもありがとうございました。

では、通常評価については以上となります。残りの時間で、モニタリング評価の対象である施策とか、その他全般的な御発言があればお願いしたいと思います。

今、大分おっしゃっていただいたのですが、ほかにはいかがでしょうか。通常評価でないところに関してということなので、今回、細かい御説明はしていただくことではないのですが、

山岸委員、お願いします。

#### 【山岸委員】

ありがとうございます。今回の通常評価じゃない部分ということで、番号としては5-1の生物多様性、目標の5番の生物多様性辺りなんですけども、多分、太観としては今年の生物多様性枠組条約におけるポスト2020生物多様性枠組の採択を受けて、いろいろ変わるんじゃないかというふうに思っております。

こちらでも幾つかありまして、例えばまさに出していただいているところで、都道府県での戦略策定の数とかだと47になっちゃっているんで、新しい目標が必要なんじゃないかとか、あるいは多分、生物多様性に関してもネイチャーポジティブという大きな目標をどうやって達成していくのかについて、いろいろ指標検討、それこそネイチャーポジティブ経済研究会とかでも研究されていると思いますので、一番大きな目標をどうするのかということと、それからそれを例えば日本の企業さんに対して実施していく際にどうするのかという御検討が必要かなというのがありまして、恐らく30by30は当然ながら入ってくるんだと思うんですが、それ以外にも日本の生物多様性に対する悪影響ということを見ると、単に国内でどうするのかということだけではなくて、日本は輸入しているものに対してどういう施策を取っているんですかということもすごく大事になってくると思っております、この部分をカバーできるもの、海外に対して与えているフットプリントをどうやって落としていけるのかという部分についての指標も本来はどこかにあるべきだろうというふうに考えています。これは、ですから昨年度のことではないんだと思うんですが、恐らく今年度の動きを受けて十分見直すためには必要な部分であるかなと思っております。

あと、先ほど出していただいた5-7かな、観光の部分は結構、今年それこそ、今年じゃないか、もう去年ですね。奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録がありましたけども、観光が増えればいいというだけじゃ絶対になくなってくると思いますので、知床の事例なんかを見ても、ここをどうやっていくのかというのは、要するに観光の持続可能性をしっかりと図っていくということも大事で、でないと、例えば奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島なんかは陸域の生物たちに対しても影響を受けてしまうので、すごく不安はございますということで、以上2点、お話をさせていただきました。すみません、いずれも今期に向けた見直しという観点ですけど。

#### 【大塚委員長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、事務局から御回答をお願いできますでしょうか。今日、お見えになっていらっしゃるでしょうか。

#### 【自然環境局】

自然環境局総務課長をしております、細川と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

今、山岸先生のほうから、御指摘いただいた点、まさにごもっともだと思っております。

今、お話がありましたように、今年12月にモントリオールでCOP15、生物多様性条約の締約国会議が開かれまして、そこでポスト2020枠組が合意できるかどうかというところが非常に大きなテーマになっております。

今、大きな検討課題になっているのが2030年度までに30%、陸域・海域の保護地域を設定することを国際目標として合意するかどうかということですので、そういった、いわゆる30by30といいますけれども、そこが合意されれば当然、それを国全体の生物多様性国家戦略にも落とし込んでいきますし、それを踏まえた形で地域のそれぞれの戦略というのを見直していただきたいというふうに考えております。

地域の戦略自体は努力義務ではありますがけれども、やはり国のほうで大きな目標の下に、様々な新しい目指すべき方向性を設定していきたいと考えておりますので、ぜひ地域のほうでも順次そういった改定作業を進めていただくことになると思いますし、この政策評価の指標、目標についてもそういったところを踏まえた形で順次見直しをさせていただきたいと思っております。

また、御指摘のあった、さらに進んでネイチャーポジティブとか、まだ、なかなか生物多様性を指標として表しにくい部分というのがあると思いますので、そういった部分をどういうふうに見える化して企業行動あるいは国民の皆様の活動につなげていただくかというところは課題と考えております。この政策評価についても、ぜひそういった検討を今、進めている中で、具体化できる部分を反映させていくような形で見直した上で、また来年度の通常評価のほうで評価いただくことになろうかと思っておりますので、そういった中でまた御意見をいただければというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいいたします。

#### 【大塚委員長】

ありがとうございます。

国内だけでなく輸入品というお話もありましたけど、細川様、いかがですか。

#### 【自然環境局】

そうですね、やはり国際的ないろいろ輸出入のやり取りの中で、当然、日本がフットプリントという形で影響を与えている部分もあると思いますし、逆に海外から持ち込まれる、例えば今、大きく課題になっているのはヒアリがありますけれども、そういう外来生物が日本に入っていないように、定着しないように水際で対策を取っているという側面もあると思います。

そういった国内だけではなくて、国際的ないろいろやり取りの中で、生物多様性への影響とか、あるいは日本が海外に与えている影響、逆に海外から持ち込まれるものに対する日本への影響というの、やはり総合的に評価していかなきゃいけないと思っております。

政策評価の中でどういうふうにそれを指標化して、設定して進捗を見ていくかということについては、またちょっと引き続き検討させていただければと思います。先生の御指摘については、点検させていただきたいと思います。ありがとうございます。

#### 【大塚委員長】

ありがとうございます。

では、亀山委員、お願いします。

#### 【亀山委員】

ありがとうございます。

全然専門じゃないんですけど、私が人として気になっている目標の5-4、動物の愛護関係で、今、見せていただいているところで測定指標を拝見すると、非常に改善して、特に屠殺処分の件数が日本はすごく高いということが、今まで海外からも非常に批判されていたのが、このところすごいスピードで改善しているのを私も幾つか拝見していて、きちんと政策が実施されているからなんだろうなというふうに勝手に受け止めているんですけども、私が申し上げたかったのは、目標値、このスピードでいけば多分、R12まで待たなくても達成できそうなので、ぜひ何か目標値を上積みしていただいた上で、できるだけ本当にゼロに近づけるような形で進めていただければなというふうに、普段から思っておりますということだけお伝えしたかったです。よろしくお願いします。

**【大塚委員長】**

こちらは、事務局のほうはおいでですか。

**【自然環境局】**

こちら自然環境局の担当になりますので、よろしく願いいたします。

今、亀山先生から御指摘いただいた点ですね、ありがとうございます。平成元年に動物愛護管理法を改正しまして、様々な犬猫の飼養管理基準の設定ですとか、あるいは今年の6月からマイクロチップの装着の登録義務化というのも始まりましたけれども、そういった様々な施策ですとか、あるいはペットを飼う方に対する普及啓発、終身飼育の呼びかけなども効果を上げているところかなとは考えております。

やはりさらにこれをゼロに近づけていくと、特に犬猫の殺処分をゼロに近づけていきたいとは考えておりますので、今、御指摘いただいた目標の設定というところについても、より適切なものになるように、また改めて局内で検討をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

**【大塚委員長】**

ありがとうございます。

酒井先生は。

**【酒井委員】**

ちょっとモニタリングの関係で1点だけ、質問させてください。

石綿関係ですけれども、目標の7-3で、健康被害対策のところモニタリングいただいでいて、認定日数の関係で厳しく事後評価されているというところを拝見しております。

まだ、現在進行形の公害事案ということでもあります。対策では、大気汚染防止法改正で大塚先生も関わられてこられたところですが、対策のほうの進捗をもう少し何か的確に見る方法はないのかということに関して、ちょっと質問させていただきたいと思っております。

この場でお聞きすることができれば幸いですし、もしちょっとこの場では無理であれば、また機会を改めて聞かせていただければと思っています。

**【大塚委員長】**

ありがとうございます。これは、特に大気のほうとの関係の御質問でしょうか。

**【酒井委員】**

大気のほうの大気環境の保全ですか、そちらと、それと7-3の健康被害対策と両側面に関わる話だというふうに理解しております。

**【大塚委員長】**

では、大気のほうと、それから保健部と両方、お願いします。

**【水・大気環境局】**

それでは、先に大気のほうにつきまして、水・大気環境局の総務課の小沼のほうからお答えさせていただきます。

今、資料を出していただいておりますけれども、目標の3-1の大気環境の保全の中で、大気汚染防止法に基づくアスベスト対策についての測定指標が紹介されております。

この中では、調査の地点数として、石綿が検出された地点数のその割合について示しております、この中に100%を超えた、10本以上検出されたところがないという形で達成しているという形で評価をしております。

一方で、先生の御指摘のとおり、これはこれでということになるのかもしれないんですけれども、対策の進捗など少し分かりにくいというところは、御指摘のとおりかと思っておりますので、こういった形でもう少し進捗の割合を示せるのかというところは、ちょっと宿題として受け止めて、次につなげていきたいと思っております。

もう少し具体的に言いますと、大気汚染防止法の改正などを受けて、レベル3の建材なんかにつきまして、解体時の調査というのをまさに今、法が施行されてやっているところでもございますので、そういった実態も踏まえながら、こういった測定指標が今後、望ましいのかというところをよく検討してまいります。ありがとうございます。

**【大塚委員長】**

保健部は何か、どうぞ。

**【環境保健部】**

ありがとうございます。環境保健部でございます。

7-3の関係は環境保健部でございますけれども、これは被害者の救済という施策の評価となっておりますので、既にアスベストによる健康被害を受けられた方を着実に救済していく、漏れがないように診断の精度を上げていく、そして救済方法が適正かどうか検討していくというような、こういった測定指標を立てて検証しているところでございます。

なので、先ほど小沼のほうから御説明申し上げましたけれども、対策のほうは大気、あとは廃棄物のほうで評価をしながら、7-3ではきちんと救済ができるかどうかということの評価していくと、そういった体系でできればなというふうに思っております。

私から以上でございます。

**【大塚委員長】**

ありがとうございます。

ちょっと時間がなくなってきているんですけど、深町委員、簡単をお願いします。すみません。

**【深町委員】**

すみません、先ほどの山岸委員の国際的な取組等の関連もあるんですけども、どうしても自然環境局の国立公園だとか、自然との触れ合いというのは参加者だとか、入場者の数というところで計る部分が大きくなると思うんですが、今のようなコロナ禍とか、いろんな自然との関わり方の多様さというのを考えますと、人数に加えて例えばプログラムの多様さだとか、もう少し違った指標で評価できるよう、今後、工夫していただけるといいのかなと思いました。

以上です。

**【大塚委員長】**

自然局はいかがですか。

**【自然環境局】**

深町先生、御指摘ありがとうございます。

例えば目標5-7のところ、資料4の24ページになりますけれども、様々なコンテンツの件数みたいなものも、指標として少し設定させていただいたところなんですけど、若干、少し個別

の部分になるかなというところもあると思いますので、ここら辺の指標の設定の仕方も少し踏まえて、御指摘もいただいたところでもありますので、単に利用者にとどまらないところでの施策の進捗を見るものは、どういったものが適切かということについては、今後、考えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

#### 【大塚委員長】

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

そうしましたら、以上で御質問、御意見を終わらせていただきまして、評価に関してですけども、事務局におかれましては、本日の御議論を踏まえ、政策評価書（案）に所要の修正を行っていただき、次回の委員会に資料として提出をお願いします。

最後に、議題の2、その他につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

環境省企画評価・政策プロモーション室の近藤でございます。

議題2、その他といたしまして、資料6に基づきまして、SDGsパイロット・プログラムについて、昨年同様、御説明をさせていただきたいと思います。

こちら資料にページをつけておりません。申し訳ございません。最初のページを御覧ください。その次のページでございます。

こちらがプログラムの趣旨でございます。各府省のSDGsの取組が、現状、各府省に関連する主目的に集中をしている一方で、本来はSDGsは相互に関連があるということでございますので、ほかの目的とのシナジー、これを最大化していくということを目指しているものでございます。

こうした問題意識から、主目的のみならず、副次的なSDGsの項目につきましても目標を設定いたしまして、PDCAサイクルを構築すると。そして、それに加えて、より広範な主要施策について、SDGsのアイコンを表示すると、こうしたことを令和2年から開始をしているところでございます。

次のページを御覧ください。こちらが本プログラムに期待される効果でございます。まさに多様なゴールへの意識づけと、これを通じたSDGsに大きく貢献する施策の立案、そして実施、それからこうした取組により知見を得まして、ほかの主体と協力を深めていくということを通じまして、国連SDGs2030アジェンダに大きく貢献をしていくというものでございます。

次のページを御覧ください。こちらが本プロジェクトの今のフェーズでございます。昨年と同様、令和3年度に設定をいたしました各SDGs項目に関する目標に関しまして、フォローアップをいたしました。

さらに、それを踏まえて、令和4年度の新たな目標を設定したところでございます。こちらの結果を本日、環境省政策評価委員会や、さらに今後、中央環境審議会の場で報告をさせていただきましてアドバイスを頂戴し、さらに改善していきたいと考えているところでございます。

次のページを御覧ください。こちらが本PDCAサイクルの対象としている12の事業でございます。過年度より変更はございません。環境省の主要施策の中から継続性や多様な事業要素を含むかどうかといった観点を踏まえまして、選定したものでございます。

次のページを御覧ください。こちらがPDCAサイクルシートを用いまして、実施をいたしました事業の評価の例でございます。地球環境局が行っております気候変動適応推進事業についてPDCAサイクルを回したものになっております。

昨年度、令和3年度設定をいたしました目標は、一番左のAction/Planの欄に記載をしております。本年度に行いましたのが、黄色に着色をしている部分でございます。Doの欄及びCheckの欄で設定をいたしました目標の達成に向けて、昨年度、どのような取組を行ったのかということ把握をいたしまして、さらに目標の達成度について自己評価をし、改善すべき点が無かったのかということを確認いたしました。

こうした点検を踏まえまして、一番右側の欄でございますけれども、令和4年度のAction/Planの欄で今年度、新たな目標を設定しているということでございます。

本事業のようなPDCAサイクルにつきましても、参考資料5として提出をさせていただいておりますので、御確認をいただければと思います。

次のページを御覧ください。こちらが本年度に行いました対象12事業に関する点検結果をまとめたものでございます。全体といたしましては、昨年度に引き続き主目的のみならず、副次的効果に関する項目についても意識づけが行われまして、事業の実施を通じて多様なSDGs項目への貢献が行われたというふうに考えてございます。

具体的な貢献といたしましては、このページの中ほどにございますけれども、例えばゴール2につきましても、フードドライブを通じた間接的な生活困窮者の方々への御支援でありますとか、ゴール4につきましても、食品ロスや水俣病、熱中症等をテーマにした環境教育機会の提供、さらにゴール5に関しましては、関連する委員会や協議会等の委員選定に当たり、ジェンダーに配慮したと。さらに、ゴール8につきましても、ローカルSDGsビジネス創出等を通じ

まして地域経済活性化へ貢献をしたと。

右側に参りまして、ゴール9でございますけれども、我が国の環境技術の展開を通じまして、貢献をしていったということでございます。それから、ゴールの11でございますが、BCPリスク情報の途上国への提供を通じまして、当該途上国での都市計画立案に貢献をしていったと。さらに、ゴール17でございますけれども、多様な主体とパートナーシップを構築したと。

こうした貢献が行われたというふうなことを確認させていただきました。今年度、多様なSDGs項目へ貢献をするという意識を高めつつ、事業を実施していきたいというふうに考えてございます。

また、担当部局の負担感がかなりあるというふうな論点もございますので、どのようにすれば効率的にこうした貢献の意識づけができるかというふうなことも引き続き検討をさせていただきたいというふうに考えてございます。

次のページを御覧ください。こちらがPDCAサイクルシートとは別に行っております環境省主要施策に関するSDGsアイコンの表示についての御紹介でございます。

このページに表示をしておりますのは、本年度の主要予算について、どのようなSDGs項目に貢献ができるかというものを整理したのになってございます。本年度も来年度の主要予算について同様の取組を行ってまいり所存でございます。

PDCAサイクルシートによる点検と、このようなアイコンの表示の取組を通じまして、施策や事業の立案、実施に当たり、多様なSDGs項目へ貢献をするというふうなことの意識づけをさらに高めていきたいというふうに考えているところでございます。

私からの説明は以上です。ありがとうございました。

#### 【大塚委員長】

ありがとうございます。ちょっと12時過ぎてしまいますが、ちょっとだけの延長をお願いします。すみません。

では、ただいまの説明につきまして、御発言をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

私から簡単なことだけお伺いしたいんですけど、①のPDCAサイクルの構築の対象事業というのは、これはどういうふうに変定されたんでしたでしょうか。どういう経緯で選定されたでしょうか。

**【事務局】**

お答えしてよろしいでしょうか。

**【大塚委員長】**

はい、お願いします。

**【事務局】**

こちらは、令和2年度に一番最初に選定した事業のままでございまして、その当時の観点といたしましては、環境省の主要施策のうち、一つ多様な事業要素、多様な事業要素というのは、例えば検討会の開催でありますとか、普及啓発でありますとか、そういった様々な事業要素を含むような事業、それから、今後何年か継続が見込まれるような事業、こうした観点を踏まえて、選定をさせていただいたということでございます。

**【大塚委員長】**

ありがとうございます。重要な事業がたくさん入っていると思います。

亀山委員、お願いします。

**【亀山委員】**

ありがとうございます。素晴らしいことをやっていらっしゃるというふうに、改めて伺いました。

私、心配しましたのは、最後から二つ目のスライドだったと思うんですけども、そこですね。三つ目の黒ポチで、担当部局がPDCA実施に関して一定の業務負担も発生というところがすごく気になりまして、やっぱりこういうのは最近、屋上屋を下手すると重ねるような評価、定期的な評価にさらされて、そちらで忙しくなるということが往々にして起きているような気がするんですよね。かといってノーチェックというのも問題で、どうやったら効率的に負担感が最低限に抑えられるようなチェックの仕組みがあり得るのかということ、それ自体、何か検討していただいてもいいのかなというふうに思いました。

例えば、非常に細かい表に入れるんじゃなくて、数年に1回、何か専門家と1時間ぐらい対話してみるとか、何かそんなふうでもいいのかなというふうにちょっと思いました。コメントです。

**【大塚委員長】**

ありがとうございます。では、今のコメントは事務局のほうから検討させていただければと思います。

では、よろしいでしょうか。

長時間、熱心に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

最後に、今後に予定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局】**

次回の政策評価委員会は、8月中下旬頃に持ち回りでの開催を予定しております。今回いただいた御指摘を踏まえて、事務局において修正しました政策評価書（事後評価書）を皆様にメール等で送付させていただきますので、御確認の上、御意見等がございましたらお寄せいただくよう、よろしくお願いいたします。

次回も引き続き、よろしくお願いいたします。

**【大塚委員長】**

以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

午後 0 時 04 分 閉会